臨床検査学生の臨地実習に関する契約書（参考例）

○○医療施設名（衛生検査所等の名称）（以下、「甲」という）と、○○臨床検査技師養成施設（以下「乙」という）は、甲の施設において、第１条に記載する乙の実習生（以下実習生という）の臨地実習（以下実習という）を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条（実習の対象等）

実習の対象等は次の（別紙の）とおりとする。

養成施設名

実習生氏名（学籍番号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　）

実習期間　 　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　年　　　月　　　日までの期間（　　　週間）で、甲乙が協議して定める学習時間

実習施設名

　　所在地

第2条（実習の実施方法）

　甲は、実習プログラムを策定し、実習を実施する。

第3条（実習教育費）

　乙は、甲に対し、第1条の実習教育費として、実習生1人1日当たり　　　　　　　円を負担し、実習終了後　　日以内にこれを支払う。

第4条（実習生の健康状態）

　乙は、甲に対し、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出する。

２　本契約書に定める実習にあたって実習生の健康状態に多大な問題が生じた場合には、甲乙双方は協議の上、実習生の実習を中断または中止することができる。

第5条（実習生への規則遵守の徹底）

　乙は、実習生が実習をおこなうにあたり、事前に甲が定めた諸規則・心得等を実習生に説明し理解させる、かつ臨地実習指導者の指示に従うように実習生を指導する。

第6条（個人情報、秘密およびプライバシー（以下、個人情報という）の保護）

　実習の実施にあたって、甲乙双方は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号（以下、「個人情報保護法」という）に従い、甲の保有する患者をはじめとする個人情報等、ならびに実習生の個人情報等の漏洩などが生じないように、情報を適正に管理する。

２　前項に基づき、乙は実習生に対し、個人情報等の保護に関する取扱いについての説明文書をもって十分に説明し、実習生の了解のもとに、個人情報等の保護に関する誓約書を提出させるものとする。

３　乙は、甲の求めがある場合、前項の説明文書および誓約書を開示するものとする。

４　乙は、実習生に対し、実習終了後、卒業まで甲の保有する個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。

５　甲は、実習終了後も実習生の個人情報を施設規定に従い適正に管理する。

第７条（個人情報等の保護状況の報告および調査）

　甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

２、甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認のために調査できるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

第８条（法人機密情報の保護）

　本契約における甲の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

　・甲の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの

　・公知であっても、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれる恐れのある情報

２．乙は、実習の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏洩などが生じないように、法人機密情報の保護について実習生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、実習終了後も法人機密の保護を徹底するよう指導監督する。

第9条（実習の中止）

　甲または乙は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断したときは、甲乙協議の上、実習を中止することができる。

1. 甲の定める諸規定・心得等に違反した場合
2. 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱した場合
3. 個人情報等の保護に関して漏洩があった場合
4. 甲の法人機密情報の保護に関して漏洩があった場合
5. 実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合
6. 実習期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合
7. 甲による実習指導の継続が不可能となった場合

２．乙が既に支払った実習委託費については、甲は乙に返還しない。ただし、前項の６）または７）や想定できなかった理由により実習の継続が不可能になった場合は、実習委託費に関して甲乙協議の上、解決するものとする。

第10条（実習生の疾病及び傷害）

　実習を原因とする疾病および障害については、甲の故意または過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

第11条（損害賠償）

　実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏洩その他の損害を与えた場合は、乙は甲に対し、実習生と連携してその賠償責任を負うものとする。

第12条（第3者損害賠償）

　実習生の故意または過失により、第3者（甲の従業員を含む）に人的または物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争または訴訟が発生した場合は、乙はその当事者としての誠意をもってその対応にあたるとともに、甲乙は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

第13条（その他の事項）

　本契約に定めのない事項および契約条項に疑義が生じた場合は、それぞれ甲乙協議の上解決する。

　本契約の締結を証するために、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

　　　　　　 　年　　 月　 　日

　 　 甲)　 所在地

　 　 医療提供施設名又は

　 衛生検査所等の名称

　 　　　　　　　　　　 代表者名

　 　 乙)　 所在地

　 　 養成施設名

　　　　　 　　　　　　 代表者名